## 公立大学法人高崎経済大学契約事務取扱規程

平成23年度規程第43号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 契約執行手続(第2条)
- 第3章 一般競争入札 (第3条~第17条)
- 第4章 指名競争入札 (第18条~第21条)
- 第5章 随意契約 (第22条~第24条)
- 第6章 契約の締結(第25条~第28条)
- 第7章 契約の履行(第29条~第34条)
- 第8章 監督及び検査(第35条~第42条)
- 第9章 代価の納入及び支払 (第43条・第44条)
- 第10章 雑則(第45条・第46条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学会計規則(平成23年度規程第41号。以下「会計規則」という。)第33条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学(以下「法人」という。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務(以下「契約事務」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

# 第2章 契約執行手続

(契約執行伺)

- 第2条 法人が契約事務を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載し、 又は記載した書面を添付した契約執行伺又は購入依頼書(以下「契約執行伺」と いう。)を作成しなければならない。
  - (1) 契約の設計金額又は予算額

- (2) 契約期間、履行場所、物件又は請負の概要、その他必要な事項を定めた仕様 書又は設計書
- (3) 随意契約により契約を締結しようとする場合は、随意契約理由書
- (4) 前3号に定めるもののほか、契約の手続きに必要な事項を記した書面
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は契約執行伺の作成を省略する ことができる。
- (1) 1件の設計金額又は予算額が30万円を超えないもの
- (2) 研究費、補助金事業等で別の定めがあるもの
- (3) 効果が複数年にわたる原契約が締結された当該分の契約
- (4) 既にされた単価契約に基づいて行う物品の購入等
- 3 契約執行伺は、契約担当部局に回議しなければならない。

第3章 一般競争入札

(競争入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者の資格は、法人が当該入札に参加する者 に必要な資格を定め、その資格を有すると認めた者を、当該入札の資格を有する 者とする。

(競争入札に参加させることができない者)

- 第4条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該 当する者を参加させることができない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に掲げる者

(競争入札に参加させないことができる者)

- 第5条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若 しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害

- し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、監督員又は検査員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の定めにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の 締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したと き。

(入札の公告)

- 第6条 一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項について、その入札期 日の前日から起算して、少なくとも7日前に公告しなければならない。ただし、 急を要する場合においては、その期間を3日まで短縮することができる。
  - (1)競争入札に付する事項
  - (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約事項を示す日時(期間)及び場所
  - (4) 競争入札執行の日時及び場所
  - (5) 入札保証金を徴しないこと及び落札者が契約を結ばない場合の損害賠償金に関すること。
  - (6) 前各号のほか、特に必要と認める事項
- 2 前項第5号に規定する損害賠償金の額は、当該落札者が見積った契約金額の 100分の5以上の額とする。

(予定価格)

- 第7条 予定価格は、一般競争入札に付そうとする事項に関する仕様書又は設計書等に基づき、その契約の目的となる物件又は役務についての取引きの実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 2 予定価格は、一般競争入札に付そうとする事項について消費税及び地方消費税の 額を含まない価格と消費税及び地方消費税の額を含んだ価格の総額について定め なければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供 給及び使用等の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができ る。
- 3 一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格表を封書にし

て開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

- 第8条 工事、製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、前条第 1項の規定に準じ最低制限価格を設けることができる。
- 2 前項の場合においては、前条第3項の予定価格表にあわせて記載しなければならない。

(入札)

- 第9条 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の場所及び時間内に入札しなければならない。
- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合 において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人とな ることができない。

(最低価格の入札者排除の手続)

第10条 第8条第1項の規定による最低制限価格を設けなかったときで、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としようとするときは、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

(開札及び再度入札)

- 第11条 一般競争入札の開札は、第6条の規定により公告した入札の場所において、 入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合におい て、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ なければならない。
- 2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限 の範囲内の価格の入札がないとき(第8条第1項の規定により最低制限価格を設 けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格 の入札がないとき)は、直ちに再度の入札をすることができる。
- 4 前項の規定による再度の入札は、2回までとする。
- 5 一般競争入札において入札をしなかった者及び無効の入札をした者については、 第3項の規定により直ちに再度の入札をする場合には、入札に参加させないこと

ができる。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることができる。

(無効入札)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者
  - (2) 同一事項に対し2以上の入札をした者
  - (3)入札に際し不正の行為のあった者
  - (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
  - (5) その他入札に関する条件に違反した者

(落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入 札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該 入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係 のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

- 第15条 会計規則第34条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する工事又は製造その他についての請負の契約とする。
  - (1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに 係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない おそれがあると認められる契約
  - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる契約
  - (3) 第8条第1項に規定する最低制限価格を設けた契約

(最低価格の入札者の調査)

第16条 前条に規定する契約に係る入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、別に定める基準に該当することとなったときは、 落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないお それがあるかどうかについて調査しなければならない。 2 前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、次順位者を 落札者とするものとする。

(総合評価落札方式)

- 第17条 会計規則第34条第3項に定める入札の方法(以下「総合評価落札方式」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価落札方式の競争に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 2 総合評価落札方式を行おうとする場合において、当該契約について公告又は指名 通知をするときは、第6条に規定する事項のほか、総合評価落札方式の方法によ る旨及び当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準についても、公告又は通知 をしなければならない。

第4章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

- 第18条 会計規則第33条第2項に規定する指名競争入札によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
  - (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要 がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
  - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(入札参加者の指名)

第19条 指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから3人以上指名しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

(指名競争入札における指名通知)

- 第20条 指名競争入札に付そうとするときは、第6条第1項第1号及び第3号から 第6号までに規定する事項をその指名する者に書面をもって通知しなければなら ない。
  - (一般競争入札に関する規定の準用)
- 第21条 第3条から第5条及び第7条から第17条までの規定は、指名競争入札の 場合にこれを準用する。

#### 第5章 随意契約

(随意契約)

- 第22条 会計規則第33条第2項に規定する随意契約によることができる場合は、 次に掲げる場合とする。
  - (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定 賃貸借料の年額又は総額)が130万円を超えないものとするとき。
  - (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
  - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
  - (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
  - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
  - (6) 競争入札に付して入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
  - (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除く ほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することが できない。
- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行 うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた条件 を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(予定価格調書の省略)

- 第23条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第7条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が130万円を超えない場合は、予定価格調 書の作成を省略することができる。

(見積書の徴取)

第24条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1人の者の見積書をもって代えることができる。

- (1) 1件の予定価格が30万円を超えないもの
- (2) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、見積書を徴さないことが できる。
- (1) 新聞その他の定期刊行物及び加除式書籍等の追録の購入
- (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入
- (3) 法令等の規定により価格の一定しているものであるとき。
- (4) 既にされた単価契約に基づいて行う物品購入又は請負等
- (5) 1件の予定価格が10万円を超えないもの
- (6) 価格を定めて払下げをするとき。
- (7) 相手方が国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(公社及び地方独立行政法人を含む。)その他公共団体又は公共的団体(以下これらを「国等」という。)であるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不適当と認められるとき。

第6章 契約の締結

(契約の名義者)

第25条 法人が締結する契約書の名義者は、理事長とする。

(契約の締結)

- 第26条 契約をしようとする相手方が決定したときは、直ちにその旨を相手方に通 知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内に契約を結ばなければならない。この場合において、特別の理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 3 契約をしようとする相手方が前項の規定による期間内に契約締結に応じないとき は、契約の相手方となる資格を失なうものとする。

(契約書の記載事項)

- 第27条 会計規則第35条に規定する契約書には、同条に定めるもののほか、次に 掲げる事項を記載し、記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目 的により該当のない事項については、記載を省略することができる。
  - (1) 契約履行の場所

- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3)権利義務の譲渡等
- (4) 監督及び検査
- (5)履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (6) 危険負担
- (7) 契約不適合責任
- (8) 契約に関する紛争の解決方法
- (9) その他必要な事項

(契約書の省略)

- 第28条 会計規則第35条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。
  - (1)契約金額が130万円を超えない契約をするとき。
  - (2) 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
  - (3) 国等と契約するとき。
  - (4) 前各号のほか、理事長が特に必要がないと認めたとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略した契約のうち、次に掲げるものは、請書 その他これに準ずる書面を徴収するものとする。
- (1) 物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等を締結するもの
- (2) 前項第1号に規定する契約(前号に掲げるものを除く。) であって、当該契約 に係る契約金額が30万円を超えるもの
- 3 前項の請書その他これに準ずる書面には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載 しなければならない。

第7章 契約の履行

(契約保証金)

- 第29条 理事長は、契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
  - (1) 国等と契約を締結するとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に、法人を被保険者とする履行保証保険契約を

締結したとき。

- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 第3条又は第19条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合で、その者が過去2年の間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売払う契約を締結する場合において、売却代金が既納されたとき。
- (7) 随意契約を締結する場合には、次に掲げるとき。
  - ア 契約金額が130万円を超えないものであり、かつ、当該契約が確実に履 行されると認められるとき。
  - イ 契約金額が130万円を超えるもので、その者が過去2年間に国等と種類及 び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠 実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められると き。
- 2 前項の契約保証金は、契約の相手方がその契約を履行した後直ちにこれを還付しなければならない。ただし、契約により担保義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

(契約の変更)

第30条 理事長は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止し、又はこれを打切ることができる。この場合においては、契約の相手方が損害を受けたときは、その相手方と協議して定めた損害額を賠償するものとする。

(履行延期の特約)

- 第31条 契約の相手方は、天災その他その責めに帰することができない理由により、 期間内に契約を履行することができない場合は、理事長に対しその理由を記載し た申請書を提出して履行の延期を求めることができる。
- 2 理事長は、前項の申請を受けたときは、直ちに実情を調査し、当該決定を相手方に通知するものとする。

(契約の解除)

第32条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一 部を解除することができる。

- (1)契約の相手方の責めに帰する理由により契約履行期間内又は契約履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 資格を制限した場合において、無資格であることが判明したとき。
- (5) 前各号のほか、契約の相手方又はその代理人が本規程又は契約事項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、その契約に係る既納部分又は既済部があるときは、法人に帰属させる。この場合においては、理事長は、当該部分の契約金額相当額を支払わなければならない。

(違約金)

- 第33条 前条第1項の規定により契約を解除したときは、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を、契約の相手方から違約金として徴収することができる。
- 2 契約の相手方が契約保証金を納付している場合は、当該契約保証金を前項に定め る違約金に充当することができる。
- 3 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後において、契約保証金に残額 がある場合においては、当該残額を速やかに契約の相手方に還付しなければなら ない。

(履行遅延に対する違約金)

- 第34条 契約の相手方の責に帰する理由により、契約の履行期間内にその履行を完了することができない場合において、契約の履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した額を下回らない額の遅延利息を徴収して当該履行期間を延長することができる。
- 2 前項の規定する額は、履行期限の日における未納又は未済部分の価格に対し、履 行期限の日の翌日から起算して履行の完了した日までの期間に応じて計算した額 とする。

第8章 監督及び検査

(監督及び監督員の職務)

第35条 会計規則第36条第1項に規定する監督が必要な場合、会計責任者は、職

員に命じて行うことができる。

- 2 会計責任者から監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)は、契約に係る設計書、設計図、仕様書等に基づき請負契約の履行に立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることの ないようにするとともに、監督において知ることができた事項でその者の業務上 の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 4 監督員は、監督の結果及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。この場合において、特に必要と認める事項については、会計責任者に報告し、その指示を求めなければならない。

(検査及び検査員の職務)

- 第36条 会計規則第36条第2項に規定する検査が必要な場合、会計責任者は、職員に命じて行うことができる。
- 2 会計責任者から検査を命じられた職員(以下「検査員」という。)は、契約書、 仕様書及び設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係 る監督員に立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなけ ればならない。
- 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、検査員は、一部を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、 検査及び復元に要する費用は、契約の相手方が負担するものとする。
- 4 前各項に規定する検査の結果、その給付が契約の内容に適合しないものであるときは、検査員は、契約の相手方に必要な措置を求め、その経過を記録し、又はその旨及びその措置についての意見を会計責任者に報告し、その指示を求めなければならない。

(検査の立会い)

- 第37条 会計責任者は、前条に規定する検査を行おうとするときは、監督員以外の職員又は出納責任者の立会いを求めることができる。
- 2 前項の検査に立ち会う職員は、検査について意見を述べることができる。 (検査の時期)
- 第38条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領した後、速やかに実施しなければならない。

(契約の履行の届出)

第39条 契約の相手方は、その契約を履行したときは、その旨を会計責任者に工事 完成届又は納品書(以下「工事完成届等」という。)で届け出なければならない。 ただし、文書によることが不適当である場合は、この限りでない。

(検査調書)

- 第40条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず契約金額が130万円を超えない場合においては、前条本文に規定する工事完成届等に、前条ただし書の規定に該当するときは当該契約に係る請求書に、検査をした旨を記載することにより検査調書に代えることができる。

(監督及び検査の委託)

- 第41条 監督及び検査は、特に必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して 行わせることができる。
- 2 前項の場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した文書を提出させ、確認しなければならない。

(兼職の禁止)

第42条 検査員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督員及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

- 第43条 物件を売却し、貸付け又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 契約の性質上前項の規定により難いときは、物件の引き渡し後又は使用開始後に その代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第44条 契約に係る代価の支払いは、原則として検査を完了し、契約の適正な履行 及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日が属する月 の翌月末までに支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末までに代価を支 払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

2 請負契約に係る既済部分又は買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。この場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

第10章 雑則

(委任)

第45条 この規程に定めるもののほか、契約の事務に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

(改廃)

第46条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日第93号) この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月4日第9号) この改正は、令和元年12月4日から施行する。

附 則(令和5年3月15日第43号) この改正は、令和5年3月15日から施行する。

附 則(令和6年3月13日第21号) この改正は、令和6年3月13日から施行する。